

平成30年度 自己点検・評価報告書

平成31年3月

全学評価室

目 次

平成30年度の自己点検・評価

第1	自己点検・評価の実施	2
I	自己点検・評価の実施方針	2
II	自己点検・評価の方法	2
第2	自己点検・評価結果	3
領域2	内部質保証に関する基準	3
領域5	学生の受入に関する基準	7
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	9
別紙	分析シート	17

平成30年度の自己点検・評価

第1 自己点検・評価の実施

I 自己点検・評価の実施方針

- ① 大学改革支援・学位授与機構が定める認証評価基準の各領域の評価項目に準じて自己点検・評価を実施する。

なお、認証評価基準については、以下のとおり、平成31年度実施分から評価基準、実施に関する点に変更され、本自己点検・評価は変更後の基準を適応する。

○主な変更点

・評価項目が10基準から6領域に整理された。

・内部質保証に関する基準に係る体制整備・手順の明確化・有効な機能について、重点評価項目として設定された。

※内部質保証の体制又は手順を整備していない場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準を満たさないと判断される場合がある。

・自己評価書の「観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」の作成が省略された。

- ② 本年度は、重点項目である「内部質保証に関する領域2」、内部質保証の起点である三つのポリシーに関連する「領域5（学生の受入）」、「領域6（教育課程と学習成果）」の自己点検・評価を実施する。

II 自己点検・評価の方法

分析シート（別紙）に記載されている分析項目に係る根拠資料・データを担当課より収集し、自己点検・評価部会委員がその資料をもとに、各分析項目の基準を満たしているか確認・評価を行う。

第2 自己点検・評価結果

(根拠資料の一覧は別紙「分析シート」参照)

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

分析項目2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

判定：基準を満たしている。

本学の内部質保証体制として、学長を最終責任者としたとき、評価に関する責任者を評価担当理事（全学評価室の構成員）、改善・実施に関する責任者を教育担当理事（教育企画院の議長）とし、学長・理事・各教育課程の長が出席し情報共有する教育研究評議会を、中核的組織とした。これらの体制は、各委員会の業務ならびに構成員が分かる各種規則で確認できる。

教育以外の項目（2-1-3）でも、関連する委員会や組織の業務内容と構成員の関係から、体制が規定されていると確認した。

基準2-2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること
(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること

- (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

分析項目 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

分析項目 2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

分析項目 2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

分析項目 2-2-5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

分析項目 2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること

分析項目 2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること

判定：基準を満たしている。

本学の自己点検・評価の手順として、各学科内の質保証については教室会議やFD活動による評価と改善が行われており、統計データについては全学評価室からの依頼により事務組織が実施している。前者については教育類長規則に、後者については全学評価室規則と自己点検実施規定で確認できる。分析項目 2-2-5～7 では、評価結果を踏まえた対応措置の検討、実施、進捗確認の手順が、それぞれ定められているかを問われており、各委員会や組織で規定された業務内容から確認できる。

また、昨年度に設置された FD 委員会、FD 小委員会が各学科内の自己点検・評価の手順等の整備を行うことで、さらなる教育の質の向上が期待される。

基準 2-3 内部質保証が有効に機能していること

- 分析項目 2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること
- 分析項目 2-3-2 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）
- 分析項目 2-3-3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）
- 分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）

判定：基準を満たしている。

分析項目 2-3-1 については、実際のエビデンスを列挙している。前回の認証評価以降の事項を全て挙げるとすると、毎年定期的に情報を集めておくことが望ましい。分析項目 2-3-2～4 では、「有効に機能している」エビデンスとして、各種報告書や概要を挙げた。なお、分析項目 2-3-4 の「質保証を行うに相応しい第三者」であるかどうかの判断は、機構が行うことになっている。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目 2-4-1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

判定：基準を満たしている。

「内部質保証とガバナンスとの関係」が問われている。内部質保証体制に基づいて検証が行われるのが教育研究評議会であるとする
と、総合戦略本部が主導した見直しをどのように検証するか仕組みを示す必要がある。新学科創設などが該当するが、事例が少なく、具体的な手順を定めた規定はないので、創造工学教育課程新設時の委員会の流れのポンチ絵が適当である。

基準 2-5 組織的に、教員及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

分析項目 2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

分析項目 2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

分析項目 2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

分析項目 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること

分析項目 2-5-6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

判定：基準を満たしている。

分析項目 2-5-1～3 は教員選考基準や教員評価に関することで、本学では教員人事は人事企画院で一元的に取り扱っており、教員評価も全教員に対して同じ評価軸で実施しているので、組織的に実施していると判断できる。分析項目 2-5-4 は、新設のFD委員会が重要な役割を果たしていると認識している。

領域5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

判定：基準を満たしている。

アドミッション・ポリシーについて、求める学生像や入試の具体的な評価方法、受け入れる学生に求める学習成果が明確に定められており、基準を満たしている。

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

分析項目 5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を
入学者選抜の改善に役立てていること

判定：基準を満たしている。

分析項目 5-2-1 について、学部、大学院の一般入試、編入学生、留学生、社会人のすべての受入れに対して、アドミッション・
ポリシー（資料参照）に沿った適切な学生の受入方法を採用し（実施要項参照）、定められた実施細目（資料参照）に従い、適正な試験
の実施が行われている。

分析項目 5-2-2 について、入試に関する組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意志決定プロセス・責任の
所在を明らかにしている。さらに新入生アンケートや入試種別に入学後の成績についての調査を実施し、分析を行っている。

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

判定：基準を満たしている。

過去 2 年間の入学状況について、学部、大学院ともに実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない
ことから、基準を満たしていると言える。しかしながら、博士前期課程においては入学定員に対する平均比率が 1.27~1.25 となってお
り、入学定員を大幅に超える基準の 1.3 倍を超えてはいないものの、それに近づいている点については注意が必要である。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

判定：基準を満たしている。

ディプロマ・ポリシーについて、社会のニーズや学生の学習目標、取得すべき能力が明確に定められていることから、基準を満たしている。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

判定：基準を満たしている。

分析項目 6-2-1 について、カリキュラム・ポリシーは、平成 16 年以降、名古屋工業大学の教育理念として学生生活案内（旧学生便覧）において在校生に明示してきており、平成 26 年度には改めてその内容を整理して定め直した。その内容は「各学科の教育目標」および「共通教育のカリキュラム区分」において、シラバス、カリキュラムフローとして具体化されている。このようなことから、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価方針が明確かつ具体的に定めていることから基準を満たしている。

分析項目6-2-2について、教育理念等に応じた教育課程は体系的に整備され、教育の目的を達成するために必要な構成となっており、教育課程の内容・水準は適切なものになっている。また、大学院の修了要件単位は主として専門科目から修得することを定め、授与される学位名の「修士」および「博士」において適切なものになっていることから、教育課程の方針はディプロマ・ポリシーと整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること

分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

判定：基準を満たしている。

分析項目6-3-1について、カリキュラム、履修モデルから専門教育科目は「学科共通科目」、「基本科目」、「準基本科目」、「展開科目」のように低学年から高学年に向けて段階的に構成され、教育目的を達成するために体系的に編成されている。共通科目を含め、全体として教育目的を達成するために適切かつ体系的に教育課程を編成しており、基準を満たしている。

分析項目6-3-2について、教育課程はカリキュラム区分を設定するとともに、各学科の教育課程の体系はカリキュラムフローとして、シラバスとともに公開している。また、シラバスにおいて、科目ごとに15回分の授業計画が詳細に公開されており、到達水準を

知ることが出来る。共通科目を含め、全体として教育目的を達成するために適切かつ体系的に教育課程を編成しており、その水準も適切であることから基準を満たしている。課題として、シラバスの一部の科目に、記載漏れがあるため、徹底した確認が求められる。

分析項目 6-3-3 について、学則、要項に他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が定められていることから基準を満たしている。

分析項目 6-3-4 について、履修規則、大学院規則、研究指導に関する申合せに研究指導の基本方針や考え方が明確に定められており、それらの規則に沿い、各教員は、適切な研究指導を行っている。さらに「研究者倫理」という講義を行い、研究倫理に関する教育も行っている。また、各市大やウーロンゴン大学との連携による研究指導の実施、研究奨励事業による学会への参加促進、TA・RA 事業を通じた能力の育成、教育的機能の訓練など、様々な研究指導に対する取組が行われている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6-4-1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること

分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

分析項目 6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること

判定：基準を満たしている。

分析項目 6-4-1 について、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていることから、基準を満たしている。

分析項目 6-4-2 について、各科目の授業期間が期末試験を含めて 16 週にわたるものとなっていることから、基準を満たしている。

分析項目 6-4-3 について、シラバスのとおり、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていることから、基準を満たしている。

分析項目 6-4-4 について、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していることから、基準を満たしている。

分析項目 6-4-9 について、第二部の授業時間は、勤労学生の就学及び単位の実質化に配慮して、17 時 50 分～21 時となっており、月曜日から金曜日までの毎日 2 コマの開講で、5 年間で履修する。事務室対応時間も授業時間に合わせて 14 時 15 分～21 時 10 分となっている。また、勤労学生に配慮して長期履修制度を設けている。オフィスアワーについては、授業終了後における対応、事前予約による随時対応などにより第二部学生が利用しやすいよう配慮しており、シラバスを通じて周知している。図書館も通常期の月曜日から金曜日までの閉館時間を 21 時 45 分 としており、第二部学生が授業終了後に自主学習に利用できるようにしていることから、基準を満たしている。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

判定：基準を満たしている。

分析項目 6-5-1 について、学習ポートフォリオでの双方向での指導教員による履修指導や TOEIC スコアによる英語能力別クラス分けなどが実施していることから、基準を満たしている。

分析項目 6-5-2 について、オフィスアワーを各授業のシラバスに案内し、先輩のいる学習室（ピアサポート）により先輩の視点から相談にのる制度も運用していることから、基準を満たしている。

分析項目 6-5-3 について、インターンシップを積極的に学生に案内し、実際の多数の国内外施設で実施されてきていることから、基準を満たしている。

分析項目 6-5-4 について、留学生への支援マニュアルや英語による情報提供を行い、障害学生への対応要領も定めていること等から、基準を満たしている。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること

分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

判定：基準を満たしている。

分析項目6-6-1について、学則及び履修規定に成績評価方法を明記しており、また、具体的な評価方法については、カリキュラム・ポリシーをもとに作成されたシラバスに明確に記載されていることから基準を満たしている。

分析項目6-6-2について、学生便覧、シラバス、本学HPなど複数の手段で学生に伝えていることから、基準を満たしている。

分析項目6-6-3について、全学共通の根拠資料を示すことは困難だが、根拠資料に示したとおり、講義ごとに厳格かつ客観的に単位認定がされていることから、基準を満たしている。

分析項目6-6-4の成績への意義申立てについて、掲示板で学生に周知し、学務課、教員で連携し対応していること、文書管理規定により試験答案等成績評価の根拠となる資料が全学的に厳格に管理されていることから、基準を満たしている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること

分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること

分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

判定：基準を満たしている。

分析項目6-7-1について、学則、大学院規則、履修規則から卒業（修了）要件が組織的に規則化されており、大学設置基準が定める要件と整合性が取れているため、基準を満たしている。

分析項目6-7-2について、修士及び博士の学位論文の評価基準を定め、また修了判定の審議手続きを定めて運用していることから、基準を満たしている。

分析項目6-7-3について、学生生活案内や本学HP上に記載して周知していることから、基準を満たしている。

分析項目6-7-4について、卒業/修了要件や判定基準を定め、組織的に運用していることから、基準を満たしている。

基準6-8 教育の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

判定：基準を満たしている。

分析項目6-8-1について、標準修業年限内の卒業（修了）率が適正な状況であることから、基準を満たしている。

分析項目6-8-2について、就職／進学の様子が適切であることが、過去数年間の推移を含めてわかるため、基準を満たしている。

分析項目6-8-3について、卒業／修了学年時の学生からの授業評価を実施し、また学生の自己学習評価や満足度の調査も行い、適切な結果であったことから、基準を満たしている。

分析項目6-8-4及び6-8-5について、一定期間後の卒業生と企業の上司にアンケートを定期的実施し、概ね高い評価結果であったことから、基準を満たしている。

別紙：分析シート

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目2-1-1</p> <p>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-1-1：名古屋工業大学全学評価室規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-1-2：名古屋工業大学教育研究評議会規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-1-3：名古屋工業大学教育企画院規則 ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）
<p>分析項目2-1-2</p> <p>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-1-1：名古屋工業大学教育企画院規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-2-2：名古屋工業大学教育類規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-2-3：名古屋工業大学教育類長及び副教育類長規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-2-4：名古屋工業大学専攻長及び副専攻長規則 ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）
<p>分析項目2-1-3</p> <p>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-1：施設マネジメント本部規則（各部会細則含む） <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-2：名古屋工業大学教育企画院規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-3：工学教育総合センター規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-4：教務学生委員会規程 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-5：名古屋工業大学留学生センター規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-6：名古屋工業大学保健センター規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-7：名古屋工業大学附属図書館規則 <li style="padding-left: 20px;">資料2-1-3-8：名古屋工業大学附属図書館委員会規程

	資料 2-1-3-9 : 名古屋工業大学情報基盤センター規則 資料 2-1-3-10 : 入試委員会規則 ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧 (別紙様式 2-1-3)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2-1-〇	・・・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組 2-1-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること	・ 明文化された規定類 資料 2-2-1-1 : 学部アドミッション・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/examination/gakubu/policy.html) 資料 2-2-1-2 : 学部カリキュラム・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_curriculum.html) 資料 2-2-1-3 : 学部ディプロマ・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_diploma.html)

<p>(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること</p> <p>(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p>	<p>資料2-2-1-4 : 大学院アドミッション・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/examination/in/policy.html)</p> <p>資料2-2-1-5 : 大学院カリキュラム・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_curriculum.html#in)</p> <p>資料2-2-1-6 : 大学院ディプロマ・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_diploma.html#in)</p> <p>資料2-2-1-7 : 名古屋工業大学教育企画院規則</p> <p>資料2-2-1-8 : 名古屋工業大学教育研究評議会規則</p>
<p>分析項目2-2-2</p> <p>教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 資料2-2-2-1 : 名古屋工業大学教育類長及び副教育類長規則 資料2-2-2-2 : 名古屋工業大学専攻長及び副専攻長規則 資料2-2-2-3 : 国立大学法人名古屋工業大学教育研究評議会規則 資料2-2-2-4 : 名古屋工業大学教育企画院規則 資料2-2-2-5 : 名古屋工業大学全学評価室規則 資料2-2-2-6 : 名古屋工業大学自己評価実施規程 資料2-2-2-7 : 自己点検・評価報告書 (本学ホームページ) (https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html) ・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-2)
<p>分析項目2-2-3</p> <p>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 資料2-2-3-1 : 施設マネジメント本部規則 (各部会細則含む) 第2条 資料2-2-3-2 : インフラ長寿命化計画 (H29.4) 資料2-2-3-3 : 名古屋工業大学教育企画院規則 第2条 資料2-2-3-4 : 教務学生委員会規程 第2条 資料2-2-3-5 : 工学教育総合センター規則 第7条 資料2-2-3-6 : 入試委員会規程 第2条 資料2-2-3-3 : 教育企画院規程 第2条 資料2-2-3-7 : 名古屋工業大学全学評価室規則自己点検実施規定 第2条

	<p>資料 2-2-3-8 : 名古屋工業大学自己評価実施規程</p> <p>資料 2-2-3-9 : 自己点検・評価報告書 (本学ホームページ)</p> <p>(https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)</p> <p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-3)</p>
<p>分析項目 2-2-4</p> <p>機関別内部質保証体制において、関係者 (学生、卒業生 (修了生)、卒業生 (修了生) の主な雇用者等) から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>資料 2-2-4-1 アンケート実施要領</p> <p>資料 2-2-4-2 学部大学院_授業評価実施要領</p> <p>資料 2-2-4-3 教務学生委員会 (H22-3 回) 資料</p> <p>資料 2-2-4-4 学生生活実態調査部会 (H30-1 回) 議事要旨 (抜粋)</p> <p>資料 2-2-4-3 教務学生委員会 (H22-3 回) 資料</p> <p>資料 2-2-4-4 学生生活実態調査部会 (H30-1 回) 議事要旨 (抜粋)</p> <p>資料 2-2-4-5 キャンパスミーティング実施概要</p> <p>資料 2-2-4-6 キャンパスミーティング実施報告 (教務学生委員会 (H30-第 7 回) 資料)</p> <p>資料 2-2-4-7 工学教育総合センター規則</p> <p>資料 2-2-4-8 入試委員会議事要旨 (議題 5)</p> <p>資料 2-2-4-9 入試委員会議資料 (新入生アンケート結果報告)</p> <p>資料 2-2-4-7 工学教育総合センター規則</p> <p>資料 2-2-4-8 入試委員会議事要旨 (議題 6)</p> <p>資料 2-2-4-10 入試委員会議資料 (高校教諭との懇談会実績報告)</p> <p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧 (別紙様式 2-2-4)</p>
<p>分析項目 2-2-5</p> <p>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果 (設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者に</p>	<p>・明文化された規定類</p> <p>資料 2-2-5-1 : 名古屋工業大学教育企画院規則</p> <p>資料 2-2-5-2 : 教務学生委員会規程</p> <p>資料 2-2-5-3 : 工学教育総合センター規則</p>

<p>よる意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>資料 2-2-5-4 : 名古屋工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 資料 2-2-5-5 : 名古屋工業大学創造工学教育推進センター規則 資料 2-2-5-6 : 施設マネジメント本部規則 (各部会細則含む) 資料 2-2-5-7 : 名古屋工業大学留学生センター規則 資料 2-2-5-8 : 名古屋工業大学附属図書館委員会規程 資料 2-2-5-9 : 名古屋工業大学保健センター規則 資料 2-2-5-10 : 名古屋工業大学情報基盤センター規則 ・ 検討、立案、提案の責任主体一覧 (別紙様式 2-2-5)</p>
<p>分析項目 2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・ 明文化された規定類 資料 2-2-6-1 : 体制図 資料 2-2-6-2 : 名古屋工業大学教育企画院規則 資料 2-2-6-3 : 工学教育総合センター規則 資料 2-2-6-4 : 教務学生委員会規程 資料 2-2-6-5 : 名古屋工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 資料 2-2-6-6 : 名古屋工業大学教育類長及び副教育類長規則 資料 2-2-6-7 : 名古屋工業大学専攻長及び副専攻長規則 資料 2-2-6-8 : 施設マネジメント本部規則 (各部会細則含む) 資料 2-2-6-9 : 入試委員会規程 ・ 実施の責任主体一覧 (別紙様式 2-2-6)</p>
<p>分析項目 2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・ 明文化された規定類 資料 2-2-7-1 : 名古屋工業大学全学評価室規則 資料 2-2-7-2 : 名古屋工業大学自己評価実施規程 資料 2-2-7-3 : 教育企画院規則 資料 2-2-7-4 : 教育研究評議会規則</p>

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目2-2-0	・・・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組2-2-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）
分析項目2-3-2	・ 該当する報告書等

<p>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>資料 2-3-2-1：卒業生、企業先アンケート報告書 資料 2-3-2-2：H29 年度学生生活実態調査結果概要ポスター 資料 2-3-2-3：学生による授業評価（学部） 資料 2-3-2-4：学生による授業評価（大学院） (https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)</p>
<p>分析項目 2-3-3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等 資料 2-3-3-1：卒業生、企業先アンケート報告書 資料 2-3-3-2：学生生活実態調査結果概要ポスター（H29） 資料 2-3-3-3：学生生活実態調査改善実績（H29） 資料 2-3-3-4：授業評価結果サンプル 資料 2-3-3-5：教育改善実績</p>
<p>分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書 資料 2-3-4-1：産学官連携会議要望書（例）、要望企業一覧 資料 2-3-4-2：名工大版理工系人材育成戦略 資料 2-3-4-3：監事監査報告書（H28） 資料 2-3-4-4：監事監査報告書（H29：教育） 資料 2-3-4-5：監事監査報告書（H29：大学の意思決定） 資料 2-3-4-6：監事監査報告書（H29：法人文章） 資料 2-3-4-7：国立大学法人名古屋工業大学監事監査等に関する規程 資料 2-3-4-8：国立大学法人名古屋工業大学内部監査規程 資料 2-3-4-9：第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果</p>
<p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目 2-3-〇</p>	<p>・・・該当なし</p>

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 2-2-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-4-1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 資料 2-4-1-1 : 名古屋工業大学教育研究評議会規則 資料 2-4-1-2 : 国立大学法人名古屋工業大学総合戦略本部規則 資料 2-4-1-3 : 名古屋工業大学教育改革推進機構規則 資料 2-4-1-4 : 名古屋工業大学新学科・新専攻及び創造工学教育課程創設準備委員会規程 ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料 2-4-1-5 : 新学科・新専攻及び創造工学教育課程創設の流れ 資料 2-4-1-6 : 名工大版理工系人材育成戦略 資料 2-4-1-7 : 学部・大学院の改組について 資料 2-4-1-8 : 教育研究評議会議事要旨

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 2-4-1	・・・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 2-4-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 資料 2-5-1-1 : 教員選考基準 資料 2-5-1-2 : 名古屋工業大学人事企画院運営細則 資料 2-5-1-3 : 名古屋工業大学人事部会細則 ・ 教員の採用・昇任の状況 (過去5年分) (別紙様式 2-5-1) ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 資料 2-5-1-4 : 教員選考報告書 (様式)

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 資料 2-5-1-4：教員選考報告書（様式）
<p>分析項目 2-5-2</p> <p>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 資料 2-5-2-1：教員評価実施に関する指針 資料 2-5-2-2：教員評価実施要領 ・教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2） ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 資料 2-5-2-3：教員評価シート見本（H28 年実績入力版） 資料 2-5-2-4：教員評価実施結果報告書
<p>分析項目 2-5-3</p> <p>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 資料 2-5-3-1：教員評価実施に関する指針 ・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3） ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 資料 2-5-3-2：教員評価実施結果報告書
<p>分析項目 2-5-4</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）
<p>分析項目 2-5-5</p> <p>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらが適切に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 資料 2-5-5-1：教務関係等事務組織図・配置状況 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 資料 2-5-5-2：技術職員配置図 資料 2-5-5-3：学術情報課職員配置状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 資料2-5-5-4：技術部からの学生実験実習等への派遣者数 資料2-5-5-5：TA実績 ・ 教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）
<p>分析項目2-5-6</p> <p>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） ・ TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 資料2-5-6-1：TA業務内容（実験）
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
分析項目2-5-〇	・・・該当なし
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>	
活動取組2-5-A	・・・該当なし
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 資料5-1-1-1：アドミッション・ポリシーが記載されているホームページ https://www.nitech.ac.jp/examination/gakubu/policy.html （学部） https://www.nitech.ac.jp/examination/in/policy.html （大学院）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組5-1-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目 5-2-1</p> <p>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5-2-1） ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） <ul style="list-style-type: none"> 資料 5-2-1-1：面接要領 資料 5-2-1-2：名古屋工業大学入学者選抜実施に関する要項 ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料 5-2-1-3：入試委員会規程 ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 <ul style="list-style-type: none"> 資料 5-2-1-4：個別学力検査前期日程（第一部・第二部）実施要項 資料 5-2-1-5：個別学力検査前期日程監督者配置表 資料 5-2-1-6：個別学力検査後期日程（第一部）実施要項 資料 5-2-1-7：個別学力検査後期日程監督者配置表 資料 5-2-1-8：工学部第一部編入学者・転入学者選抜学力検査実施要項 資料 5-2-1-9：アドミッション・オフィス入試による入学者の選抜に関する要項 資料 5-2-1-10：アドミッション・オフィス入試（社会工学科＜建築・デザイン分野＞）実施細目 資料 5-2-1-11：第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（社会工学科） 資料 5-2-1-12：第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（創造工学教育課程） 資料 5-2-1-13：第一部大学入試センター試験を課さない推薦入試実施細目（電気・機械工学科） 資料 5-2-1-14：第一部大学入試センター試験を課す推薦入試実施細目（生命・応用工学科、物理工学科、情報工学科） 資料 5-2-1-15：第一部大学入試センター試験を課す推薦入試実施細目（創造工学教育課程） 資料 5-2-1-16：第一部私費外国人留学生特別入試実施要項 資料 5-2-1-17：大学院工学研究科（博士前期課程）推薦入試実施要項

	<p>資料5-2-1-18：大学院工学研究科（博士前期課程）入学者選抜試験実施要項（私費外国人特別入試を含む）</p> <p>資料5-2-1-19：大学院工学研究科（博士前期課程社会工学専攻短期在学コース）入学者選抜試験実施要項</p> <p>資料5-2-1-20：大学院工学研究科（博士後期課程第1次募集）入学者選抜試験実施要項</p> <p>資料5-2-1-21：大学院工学研究科（博士後期課程第2次募集）入学者選抜試験実施要項</p> <p>資料5-2-1-22：大学院工学研究科（博士後期課程国際連携情報学専攻）入学者選抜試験実施要項</p> <p>・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの</p> <p>資料5-2-1-23：入試委員会資料（H25）</p> <p>資料5-2-1-24：ホームページ掲載画面（H25）</p> <p>資料5-2-1-25：創設準備委員会資料（H27 一般入試）</p> <p>資料5-2-1-26：ホームページ掲載画面（H27 一般入試）</p> <p>資料5-2-1-27：創設準備委員会資料（H27 推薦入試）</p> <p>資料5-2-1-28：ホームページ掲載画面（H27 推薦入試）</p>
<p>分析項目5-2-2</p> <p>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p> <p>資料5-2-2-1：名古屋工業大学教育企画院規則</p> <p>資料5-2-2-2：入試委員会規程</p> <p>資料5-2-2-3：工学教育総合センター規則（アドミッション・オフィス）</p> <p>・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p> <p>資料5-2-2-4：平成29年度新入生アンケート及び集計結果</p> <p>資料5-2-2-5：入試種別成績（GPA）状況一覧</p> <p>資料5-2-2-6：経営協議会資料（入学者選抜状況）</p> <p>資料5-2-2-7：入学者選抜方法一覧</p> <p>資料5-2-2-8：アドミッション・オフィス資料（創造工学教育課程募集人員変更）</p> <p>資料5-2-2-9：入試委員会資料（創造工学教育課程募集人員変更）</p>

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-2-1	該当なし
分析項目5-2-2	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組5-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定められたアドミッション・ポリシーに沿って、適切な学生を受け入れるために、推薦入試、アドミッション・オフィス入試、私費外国人留学生入試を実施し、多様で個性豊かな学生を受け入れるしくみを確立している。 ・ 入試に関しての組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意志決定プロセス・責任の所在を明らかにしている。 	
改善を要する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目 5-3-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 5-3-A	該当なし
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去2年間の入学状況について、学部、大学院ともに実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。 	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部・大学院工学研究科

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 資料6-1-1-1：ディプロマ・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_diploma.html)
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	・・・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1	・公表された教育課程方針

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	資料6-2-1-1: カリキュラム・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_curriculum.html)
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 資料6-2-2-1: ディプロマ・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_diploma.html) 資料6-2-2-2: カリキュラム・ポリシー (https://www.nitech.ac.jp/edu/policy_curriculum.html)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-0	・・・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

<p>分析項目 6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系性を有していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 資料 6-3-1-1：カリキュラム、履修モデル (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html) ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 資料 6-3-1-2：シラバス、カリキュラム (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)
<p>分析項目 6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 該当なし ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 資料 6-3-2-1：シラバス (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html) ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 該当なし
<p>分析項目 6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 資料 6-3-3-1：名古屋工業大学学則（抄） 資料 6-3-3-2：既修得単位の取扱いに関する要項 資料 6-3-3-3：文部科学大臣が定める学修に係る単位の取扱いに関する要項
<p>分析項目 6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 資料 6-3-4-1：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（指導教員 第2条～5条） 資料 6-3-4-2：名古屋工業大学大学院規則（第5章 教育方法等、（教育課程）第17条、第17条の3） 資料 6-3-4-3：国際連携情報学専攻専任教員の情報工学専攻学生に対する研究指導に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 資料 6-3-4-1：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（指導教員 第2条～5条） 資料 6-3-4-2：名古屋工業大学大学院規則（第5章 教育方法等、（教育課程）第17条、第17条の3）

	<p>資料6-3-4-3 : 国際連携情報学専攻専任教員の情報工学専攻学生に対する研究指導に関する申合せ</p> <p>資料6-3-4-4 : 研究計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 <p>資料6-3-4-5 : 大学基金学生研究奨励事業による「奨励金給付候補者」の募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <p>資料6-3-4-6 : 共同ナノメディシン科学専攻ホームページ (http://nit-nanomedicine.jp/) http://nit-nanomedicine.jp/introduction.html http://nit-nanomedicine.jp/student.html</p> <p>資料6-3-4-7 : 国際連携情報学専攻ホームページ (https://www.nitech.ac.jp/news/news/2017/5827.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 <p>資料6-3-4-8 : シラバス公開システム (研究者倫理 : http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/view.php?id=55934)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <p>資料6-3-4-9 : TA 実績</p> <p>資料6-3-4-10 : RA 実績</p>
<p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ 該当なし ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 該当なし
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-3-〇</p>	<p>・・・該当なし</p>

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組 6-3-A	・・・該当なし
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 資料 6-4-1-1：年間スケジュール
分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 資料 6-4-2-1：年間スケジュール ・ シラバス 資料 6-4-2-2：シラバス (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)
分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 資料 6-4-3-1：シラバス (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)
分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4） ・ シラバス

と	資料6-4-4-1 : シラバス (http://syllabus.ict.nitech.ac.jp/index.html)
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定 該当なし
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 該当なし
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 該当なし
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料 該当なし
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 資料6-4-9-1 : 第二部事務室窓口対応時間（学生生活案内） 資料6-4-9-2 : 授業時間割（二部） 資料6-4-9-3 : 付属図書館サイト（開館時間）
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） 該当なし ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 該当なし

	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 該当なし ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 該当なし
分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 該当なし
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p>	
分析項目 6-4-〇	・・・該当なし
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。</p>	
活動取組 6-4-A	・・・該当なし
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	
<p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 資料 6-5-3-1：名古屋工業大学ジェネラルインターンシップ実施要項 資料 6-5-3-2：平成 28 年度インターンシップ受入企業一覧 資料 6-5-3-3：平成 29 年度インターンシップ受入企業一覧
分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） <ul style="list-style-type: none"> ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 資料 6-5-4-1：外国人留学生チューターマニュアル 資料 6-5-4-2：留学生チューター採用実績 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 資料 6-5-4-3：英語シラバス Web 画面 資料 6-5-4-4：留学生向け授業一覧 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 資料 6-5-4-5：学生なんでも相談室利用状況

	資料6-5-4-6：職員対応要領 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 資料6-5-4-7：補習受講者リスト ・学習支援の利用実績が確認できる資料 資料6-5-4-5：学生なんでも相談室利用状況 資料6-5-4-8：先輩のいる学習相談室報告書
--	---

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目6-5-〇	・・・該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6-5-A	・・・該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

- 当該基準を満たす
 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1	・ 成績評価基準

<p>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること</p>	<p>資料6-6-1-1：名古屋工業大学学則（抄）</p> <p>資料6-6-1-2：名古屋工業大学教育課程履修規程（抄）</p> <p>資料6-6-1-3：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（抄）</p>
<p>分析項目6-6-2</p> <p>成績評価基準を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 資料6-6-2-1：成績評価について（学生生活案内抜粋） 資料6-6-2-2：本学ホームページ（成績（評価））：https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/result.html
<p>分析項目6-6-3</p> <p>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-3-1：成績分布 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-3-2：評価に関する議論 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-3-3：GPA制度 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-3-4：卒研ルーブリック
<p>分析項目6-6-4</p> <p>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-4-1：学生掲示板 資料6-6-4-2：異議申立手順 資料6-6-4-3：成績票 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ <ul style="list-style-type: none"> 該当なし ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等） <ul style="list-style-type: none"> 資料6-6-4-4：名古屋工業大学法人文書管理規則 資料6-6-4-5：定期試験答案

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-0	・・・該当なし
分析項目6-6-0	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-0-A	・・・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-1-1 : 名古屋工業大学学則(第5節 卒業の認定及び学位(卒業の認定)第45条) 資料6-7-1-2 : 名古屋工業大学大学院規則(第7章 課程の修了要件第34条から第37条) 資料6-7-1-3 : 名古屋工業大学教育課程履修規程(卒業の認定 第13条) ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料

	<p>資料6-7-1-1：名古屋工業大学学則（第5節 卒業の認定及び学位（卒業の認定）第45条）</p> <p>資料6-7-1-2：名古屋工業大学大学院規則（第7章 課程の修了要件 第34条から第37条）</p> <p>資料6-7-1-3：名古屋工業大学教育課程履修規程（卒業の認定 第13条）</p>
<p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-2-1：名古屋工業大学学位規則（修士の学位論文の評価基準 第4条の2、博士の学位論文の評価基準 第5条の2、2） ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-2-2：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程（学位論文の審査及び最終試験 第11条） 資料6-7-2-3：名古屋工業大学学位規則（学位論文 第7条～学位簿への登録 第16条） 資料6-7-2-4：名古屋工業大学教授会規則
<p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-3-1：本学ホームページ <p>（卒業・修了認定基準：https://www.nitech.ac.jp/edu/syllabus/recognition.html）</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-3-2：修了認定基準（学生生活案内抜粋） 資料6-7-3-3：卒業認定基準（学生生活案内抜粋）
<p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等での審議状況等の資料 <ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 資料6-7-4-1代議員会資料（学部卒業認定） 資料6-7-4-2代議員会資料（修士学位授与） 資料6-7-4-3代議員会資料（博士学位授与） ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 <ul style="list-style-type: none"> 資料6-7-4-4：卒研ルーブリック

	<p>資料6-7-4-5：名古屋工業大学学位規則 (学士の学位授与の要件)第3条 (修士の学位論文の要件及び評価基準)第4条、第4条の2 (博士の学位論文の要件及び評価基準)第5条、第5条の2 (学位論文)第7条～(審査結果の報告)第13条</p> <p>資料6-7-4-6：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程(学位論文の審査及び最終試験 第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>資料6-7-4-6：名古屋工業大学大学院教育課程履修規程(学位論文の審査及び最終試験 第11条)</p> <p>資料6-7-4-5：名古屋工業大学学位規則(学位論文 第7条～学位簿への登録 第16条)</p> <p>資料6-7-4-7：名古屋工業大学修士及び博士学位授与取扱細則</p> <p>資料6-7-4-8：学外審査協力者による学位論文審査に関する申合せ</p> <p>資料6-7-4-9：平成30年度博士後期課程(D)学位授与予定表</p> <p>資料6-7-4-10：平成30年度博士前期課程(M)学位授与予定表</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 <p>資料6-7-4-11：名古屋工業大学学術機関リポジトリ (https://nitech.repo.nii.ac.jp/)</p>
<p>分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 <p>該当なし</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-7-〇</p>	<p>・・・該当なし</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	
<p>活動取組6-7-A</p>	<p>・・・該当なし</p>

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

- 当該基準を満たす
□ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
<p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<p>・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)</p> <p>・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)</p> <p>・ 資格の取得者数が確認できる資料</p> <p>該当なし</p> <p>・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料</p> <p>資料6-8-1-1: 学生の受賞者情報 (https://www.nitech.ac.jp/news/honor/)</p>
<p>分析項目6-8-2</p> <p>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p>	<p>・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)</p> <p>・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)</p> <p>資料6-8-2-1: (学部第一部) http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/1G01/01/</p> <p>資料6-8-2-2: (学部第二部) http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/3G01/01/</p> <p>資料6-8-2-3: (大学院博士前期課程)</p> <p>http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/2G01/02/</p> <p>資料6-8-2-4: (大学院博士後期課程)</p>

	<p>http://top.univ-info.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0264/4G01/02/</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） <p>資料6-8-2-5：キラリ卒業生 社会で活躍する名工大卒業生 (https://www.nitech.ac.jp/activity/index.html)</p>
<p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>資料6-8-3-1：本学ホームページ 学生による授業評価 (https://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html)</p> <p>平成29年度後期 第一部 4年次 (https://www.nitech.ac.jp/release/estimation/29_second/gakunen1-4.html)</p> <p>平成29年度後期 第二部 4年次 (https://www.nitech.ac.jp/release/estimation/29_second/gakunen2-4.html)</p> <p>平成29年度後期 大学院 2年次 (https://www.nitech.ac.jp/release/estimation/29_second_in/gakunen-2.html)</p> <p>資料6-8-3-2：ポートフォリオリーダーチャート</p>
<p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>資料6-8-4-1：卒業生、企業先アンケート報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） <p>資料6-8-4-2：アンケート用紙</p> <p>資料6-8-4-3：卒業生等アンケート実施要項</p>
<p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 <p>資料6-8-5-1：卒業生、企業先アンケート報告書</p>
<p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>分析項目6-8-〇</p>	<p>・・・該当なし</p>
<p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>	

活動取組 6-8-A	・・・該当なし
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p>	
<p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p>	